

第 102 回倫理委員会議事要旨（2026 年 2 月 2 日）

I 日時：

2026 年 2 月 2 日（月）13:00～14:10

II 場所：

公認会計士会館 地下ホール及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員又はオブザーバーを示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、狩野茂行、北山久恵、栗原祐介、小松義明（※）、友野敦史、山本香子、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 協議事項

1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案に寄せられたコメント及びその対応（サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用、タックス・プランニング）について

2025 年 10 月に公表したサステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則改正公開草案、並びに 2025 年 11 月及び 12 月に公表したサステナビリティ、外部の専門家の作業の利用及びタックス・プランニングに関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要、それに対する対応案及び公開草案からの修正案について説明がなされた。

【主なご意見】

- 本倫理規則の改正は、サステナビリティ情報開示及び保証に関する法令等の改正が行われることを前提としていると認識している。万が一、法制度等の整備が本倫理規則の改正案を審議する定期総会までに行われなかった場合、倫理規則や実務ガイダンスはどのような形で対応されるのかを確認したい。

（ご意見への回答）

- 「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」という。）の報告の中でも、保証業務は国際基

準と整合性が確保された基準に準拠して実施されるという点、さらに、制度導入前の任意の保証業務を行うことは可能であるという点については明らかになっている。そのような背景を踏まえると、保証業務を行う保証業務実施者のために、できるだけ早期に国内の倫理の規則がどのような形になるのかということを確認しておく必要があると考えられるため、倫理規則の改正は予定どおり行うこととしている。

- 会員がサステナビリティ保証業務を通じて違法行為に遭遇した場合の報告に関する規定は、現在のコメント対応表の記載では会員に当局への報告義務を課す方向性のように読めてしまう。報告したとしても秘密保持義務違反にはならない、という規定の仕方にした方が、規定したい内容と親和性があるのではないかと考える。

(ご意見への回答)

- 現在の対応案にある「当局へその旨を通知することなどを求めることも考えられる。」という記述はワーキング・グループ報告の表現を用いている。誤解が生じないように、コメント対応の記載を検討したい。

- 新たな規定では、会員に外部の専門家の客観性を確認することが求められるが、外部の専門家にとっては、初めてそのような客観性の問合せを受けることになる。会員が外部の専門家に対して説明しやすくするために、倫理規則の改正が行われた背景や、客観性に関する問合せの必要性を説明する資料を当協会で作成するとよいのではないかと。さらに、会員が外部の専門家の客観性に関して確認すべき項目を整理したチェックリストについても有用であると考えられる。

(ご意見への回答)

- 倫理規則改正後の周知活動と併せて、有用な情報提供ができるように検討したい。

- 外部の専門家の客観性に関する確認事項について、仮に満たしていない場合であっても、当該専門家の作業が利用可能と判断できる場合の考え方を示してほしいとのコメントがあるが、今の対応案よりももう少し踏み込んで、どのような考え方をとればよいのかを記載することはできないか。

(ご意見への回答)

- どのような考え方を追加で示すことができるかについて検討したい。

- 外部の専門家の客観性の確認作業について実務のばらつきが懸念される。外部の専門家から客観性を文書で確認するような業務では、実務がばらついてしまうと、結局監査品質がばらつくというリスクにもつながる。このような課題は実務の現場には未だ浸透しておらず、今後混乱を招く可能性があることを危惧している。この点の対応についてご検討いただけるとありがたい。

(ご意見への回答)

- 公表物の表現を工夫するとともに、実務のばらつきが生じることによる品質への影響が生じないように、周知活動等を通じて会員への理解を促したい。

- 倫理規則で使用されている「グループサステナビリティ保証業務の実施者である会計事務所等」のような頻繁に登場する長い用語に関しては、略語を定義した上で「以下、〇〇という。」とする方法や、アルファベットを略語として用いる方法も考えられるのではないかな。

(ご意見への回答)

- いただいたご意見も踏まえ、どのような方法が適切かを検討したい。

- タックス・プランニング業務に関する改正の適切性に関するコメントについて、対応案にある「当該規定を倫理規則に含めることは、公認会計士法や本会会則から逸脱はしておらず、適切なものである」という記載は確かにそのとおりだと考えるが、これはどのような点で逸脱していないのか、もう少し解説したほうがよいのではないかな。

(ご意見への回答)

- タックス・プランニング業務を倫理規則に含めるかどうかという点については、2025年の倫理規則改正の際にも議論があった。その際のコメント対応と重複するため、本コメント対応表では参照形式にすることとした。

◆ 報告事項

1. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp